

人口動態調査事務システム標準化第 3 回検討会資料

2025年1月10日

目次

- 背景と目的..... P. 3
- 標準仕様書【第2.0版】改定スケジュール P. 4
- 第 2 回検討会からの差分報告..... P. 5
- 全国意見照会の結果報告..... P. 6
- 第 2 回検討会後に構成員から寄せられた意見により標準仕様書の改定を行う事項
..... P.14
- 事務局で標準仕様書の改定が必要と判断した事項
..... P.22

目的と背景

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）が定められ、**令和5年3月29日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）」の一部改正により、人口動態調査事務も標準化対象事務に追加**された。

このため、人口動態調査事務において市区町村で導入されている人口動態調査事務システムについて、令和4年10月7日閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「基本方針」という。）などを踏まえ、**令和5年度は、有識者（自治体、開発ベンダー等）が参画する検討会を立ち上げ、標準化の範囲や標準仕様の内容等の論点に関して議論を進めるとともに、地方自治体への照会等を行った上で、8月31日に標準仕様書【第1.0版】を公表した**ところである。

令和6年度においては、制度改正の対応及び関連業務やシステムの変更による影響を調査し、標準仕様書の改定の要否について検討を行う必要がある。

また、基本方針において、地方公共団体は標準化対象事務に係る基幹業務システムについて、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととされていることから、標準準拠システムの開発過程において生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等へ対応し、技術的調整の結果として標準仕様書の改定が必要となる見込みである。

なお、デジタル庁で定める統一的な検討方針策定への対応も併せて行う必要がある。

上記、調査研究等の結果、標準仕様書の改定の要否について検討を行うとともに、**必要に応じて令和7年1月を目処に標準仕様書【第1.0版】を改定し、標準仕様書【第2.0版】を公表**する。

標準仕様書【第2.0版】の改定スケジュール

標準仕様書【第2.0版】の改定スケジュールは下記のとおり。

作業者	6月・7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
検討会		第1回（9/18） ▼	第2回（10/25） ▼			第3回（1/10） ▼		
全国意見照会					全国意見照会 11/18～12/6	標準仕様書【第2.0版】公表 （1/31）		
標準仕様書作成事業者	アンケート発出 （6/11） ▼	アンケート集計	標準仕様書【第2.0版】改定素案作成	意見反映	意見反映	全国意見照会意見反映	意見反映	
開発事業者（5ベンダー）	アンケート回答							
自治体（福島県いわき市、千葉県酒々井町、東京都新宿区、東京都大田区、東京都江戸川区、三重県津市、大阪府大阪市、佐賀県伊万里市、沖縄県今帰仁村）	アンケート回答							

第2回検討会からの差分報告

- 人口動態調査事務システム標準仕様書【第2.0版】（＝以下、標準仕様書）について、第2回検討会以降に構成員から寄せられた意見は1件あり、標準仕様書の改定が必要となりました。
- また、全国意見照会の期間中に58自治体から回答（意見なしも含む）が得られ、そのうち6自治体から合計9件の意見が寄せられました。事務局にて意見を精査した結果、標準仕様書の改定が必要となる項目はございません。
- その他、事務局にて標準仕様書の改定が必要と判断した内容について標準仕様書に反映します。

No.	カテゴリ	改定項目	影響箇所	備考
1	第2回検討会後に構成員から寄せられた意見により標準仕様書の改定を行う事項	戸籍情報システムからの死産届データの連携について（再検討）	・（別紙1）業務フロー	第2回検討会資料について、構成員からの意見を踏まえ、再検討を行った。
2	全国意見照会中に寄せられた意見により標準仕様書の改定を行う事項	<u>改定が必要となる項目はございません。</u>	-	-
3	事務局で標準仕様書の改定が必要と判断した事項	- 調査票の備考欄の活用方法について（再検討） - 誤記等の修正	- 標準仕様書（本編） （別紙2－1）機能・帳票要件	



全国意見照会の結果報告

全国意見照会の結果について

- 全国意見照会の期間中に事務局に対して58自治体から回答が得られた。58自治体の回答のうち、52自治体は意見なし、その他6自治体から合計9件の意見が寄せられた。
- 意見の区分は3つに分けており、法改正やその他制度に関する内容を「法改正・その他制度」、人口動態調査事務システムの機能のうち入力等に関する内容を「システムの機能（入力等）」、自治体の実務に関する内容を「運用（業務フロー等）」とした。
- なお、寄せられた意見に対して事務局にて検討を行ったが、改定が必要となる項目はない。

No.	区分	標準仕様書修正有無	
		有	無
1	法改正・その他制度	0	2
2	システムの機能（入力等）	0	6
3	運用（業務フロー等）	0	1
4	意見なし（52自治体）	-	-
計		0	9
合計（58自治体）		9	

全国意見照会に寄せられた意見（法改正・その他制度）

- ・ 法改正・その他制度について、出生届及び死亡届のデジタル化と共同親権に関する質問及び意見が挙がった。
- ・ 出生届及び死亡届のデジタル化については、現在、デジタル庁を中心にその他関係省庁にて検討中である。
- ・ 共同親権の制度開始に伴う人口動態調査事務システムへの機能追加等の対応は、厚生労働省とその他関係省庁で対応中である。

No.	区分	意見	回答	対象の標準仕様書名
1	法改正・その他制度	出生届及び死亡届のデジタル化に伴う戸籍情報システムと人口動態調査事務システム間のデータ連携機能の記載は今後なされるものと考えてよいか。	出生届や死亡届の手続きのオンライン化の検討状況や、関連制度・システムの動向を踏まえ、適時適切に標準仕様書改定の要否を検討してまいります。	-
2	法改正・その他制度	民法の一部を改正する法律が公布されたことによる、共同親権等の機能拡充はどのタイミングで行われる予定か。	共同親権の導入に伴い離婚届の様式が変更となるため、人口動態調査における離婚票の変更も必要となります。変更内容やスケジュールについて法務省とも協議、調整の上対応してまいります。	-

全国意見照会に寄せられた意見（システムの機能（入力等））①

- 人口動態調査事務システムの機能のうち入力等に関する意見として、第1回検討会の論点としていた「事件簿のプレビュー表示機能」及び「送付票の出力日の登録機能」に対して、事件簿のプレビュー表示を確認していないため標準オプション機能としても問題ないという意見や、出力日を使用していないことから該当機能は削除しても差し支えないという意見が寄せられた。

No.	区分	意見	回答	対象の標準仕様書名
1	システムの機能（入力等）	「事件簿のプレビュー表示機能」について、当自治体も確認していないため、標準オプション機能に変更して良いと思います。	ご意見をありがとうございます。内容について承りました。	(別紙2-1)機能・帳票要件
2	システムの機能（入力等）	「送付票の出力日の登録機能」について、当自治体も送付日を使用し、出力日は使用しないため削除して良いと思います。	ご意見をありがとうございます。内容について承りました。	(別紙2-1)機能・帳票要件

全国意見照会に寄せられた意見（システムの機能（入力等））②

- 人口動態調査事務システムの機能のうち入力等に関する意見として、調査票の備考欄の文字数制限を拡張してほしいという意見が寄せられた。
- なお、本意見から派生して標準仕様書に改定が必要となる項目があるため、P.19にて別途説明を行う。

No.	区分	意見	回答	対象の標準仕様書名
3	システムの機能（入力等）	「調査票の備考欄の活用方法」について、可能であれば文字数の上限を増やしてほしい。	備考欄の文字数については、038_人口動態調査_基本データリスト【第1.1版】に定めたとおりとします。 備考欄の文字数は、標準仕様書第1.0版策定時に拡張し、データ要件・連携要件の標準仕様書・038_人口動態調査_基本データリスト【第1.1版】に全角512文字として定義しています（データ項目ID：03800084、03800196、03800303、03800368、03800432参照。）。 なお、文字数の上限について、人口動態調査事務システムでは、外部システムの人口動態調査オンライン報告システムとデータ連携をする必要があることから、データ項目の文字数については、連携仕様に合わせる必要があります。 （人口動態調査事務システム標準仕様書【第2.0版】案(別冊)外部連携仕様書P.22,No.16「備考記述」） 備考欄の取扱については、文字数の上限を考慮したうえで自治体にて適切に御判断願います。	(別紙2-1)機能・帳票要件

全国意見照会に寄せられた意見（システムの機能（入力等））③

- 人口動態調査事務システムの機能のうち入力等に関する意見として、調査票の備考欄が分かりづらいという意見や、人口動態調査オンライン報告システムへ媒体出力する際のファイル名の命名規則を変更してほしいという意見が寄せられた。

No.	区分	意見	回答	対象の 標準仕様書名
4	システムの機能（入力等）	「調査票の備考欄の活用方法」について、手術歴等の多くの文字入力を要する場合、超過した文章がどこの欄の分が入力されているか分かりにくい。	備考欄への出力デザインは、開発ベンダーの判断によるところになりますので、開発ベンダーとの協議のうえ、自治体にて適切に御判断願います。	(別紙2-1)機能・帳票要件
5	システムの機能（入力等）	「媒体出力内容の帳票タイトルの変更」について、ダウンロードデータの名称が数列や記号となっており、一目で判別ができない。ダウンロード時のデータ名を対象の月と帳票名を記載してほしい。	電子媒体への出力ファイルは、人口動態調査オンライン報告システムに連携することから命名規則が(別冊)外部連携仕様書に定められています。そのため、ご要望の対応はいたしかねますので御了承願います。	(別紙3)帳票詳細要件

全国意見照会に寄せられた意見（システムの機能（入力等））④

- その他のシステムの入力等に関する意見として、新規の調査票を作成し保存する時に、調査票に入力した情報が作成済みの調査票の情報で上書きされることから、そのような上書きする機能を（別紙2-1）機能・帳票要件に実装不可機能として定義することを求める意見が挙がった。
- ただし、事務局にて確認した結果、本事象は自治体に導入されている人口動態調査事務システムにおいて、特定の条件下でのみ発生する不具合と判明したため、標準仕様書への反映は不要と判断した。

No.	区分	意見	回答	対象の標準仕様書名
6	システムの機能（入力等）	「調査票作成時、調査票で既に入力した情報をもとに別調査票を上書きまたは消去できること」を実装不可機能として、追加いただきたい。 当自治体では某社の人口動態調査システム（以下、本システム）を用いているが、本システムで死亡届に関する調査票（死亡票）を作成する際、A氏の死亡票を作成し情報を保存した後、B氏の死亡票を作成、保存する時点で、A氏の死亡票に記載した情報（死亡証明書作成医師名等）をB氏の死亡票に上書きまたはB氏の死亡票で入力した情報を消去する機能を備えている。当該機能により、誤った情報が調査票に記載される可能性が非常に高くなると考えている。	御指摘の事象については、ある一定の条件を満たす場合にのみ発生するシステムの不具合であることが判明しています。不具合に起因する事象であることから、標準仕様書への反映は見送ることとします。	-

全国意見照会に寄せられた意見（運用（業務フロー等））

- 自治体の運用に関して、人口動態調査事務システムと人口動態調査オンライン報告システムのデータ連携に関する質問が寄せられた。

No.	区分	意見	回答	対象の標準仕様書名
1	運用（業務フロー等）	人口動態調査オンライン報告システムとのデータ連携とは、オンラインではなく電子媒体を介して行うのでしょうか。	人口動態調査事務システムからの連携データの抽出は電子媒体に行います。人口動態調査事務システムから直接オンラインによる連携は行いません。 参考として、保健所への提出方法については、電子媒体による提出と人口動態調査オンライン報告システムからの提出方法があります（人口動態調査必携（令和7年）第2市区町村で行う事務6調査票の送付）。 市区町村から保健所への提出方法は自治体の環境により異なるため自治体にて適切に御判断願います。	-



第2回検討会後に構成員から寄せられた意見により標準仕様書の改定を行う事項

戸籍情報システムからの死産届データの連携について（再検討）

現状

- 人口動態調査事務システム第2回検討会で示したとおり、標準仕様書（別紙1）業務フローの1.2.調査票作成（死産）について、戸籍法第65条（認知された胎児が死体で生まれたとき）に該当するか確認する処理を追加したところ、構成員より死産届に関する規定（第4条）の死産届と、戸籍法第65条の死産届でそれぞれ届出先の自治体異なるため、各自治体で死産票を作成することで死産票が2通作成されてしまうのではないかという意見が寄せられた。
- 事務局にて調査した結果、死産届に添付が必要な死胎検案書は1通しか発行されず、死産届は1通しか作成できないことから、構成員が懸念する状況は発生しないことがわかった。
- 他方、調査の過程で死産届の処理は以下の3つのパターンが存在することが判明したが、発生頻度が1番多い①のフローについて、（別紙1）業務フローに示せていないことが判明した。

◆死産届の処理パターン◆

- ①届出人の所在地又は死産があった場所に死産の届出があった場合。
- ②胎児認知届の届出地に死産の届出があった場合。（※ほぼ発生しないパターン）
- ③届出人の所在地又は死産があった場所かつ認知届の届出地に死産の届出があった場合。

方針

- 標準仕様書（別紙1）業務フローの1.2.調査票作成（死産）について、死産届の処理に係る前提条件の整理と比較的発生頻度の多い【①届出人の所在地又は死産があった場所に死産届出があった場合】と【③届出人の所在地又は死産があった場所かつ認知届の届出地に死産の届出があった場合】を反映するため、**届出人の所在地又は死産があった場所の条件追加と戸籍法第65条（認知された胎児が死体で生まれたとき）に該当するか確認後、胎児認知届の届出先が管内か判定する処理を追加する。**

仕様書案

（別紙1）業務フロー 1.2.調査票作成（死産）

- 届出人の所在地又は死産があった場所の条件を追加する**
- 戸籍法第65条（認知された胎児が死体で生まれたとき）に該当するか確認後、胎児認知届の届出管内又は管外かを判定する処理を追加する。**

Appendix) 死産届の処理フローについて

死産届の届出地について、以下のような規定となっている。

①死産の届出に関する規程に基づく死産届の届出地：**届人の所在地又は死産があった場所**

(昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)、第四条)

②戸籍法第65条に基づく死産届の届出地：**認知届の届出地**

ただし、死産届に死胎検案書を添付する必要があることから、死産届は1通しか作成・届出することができない。

(死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)第6条)

また、自治体へのヒアリングの結果、死産届の届出地によって以下のフローで処理していることが判明した。

加えて、発生頻度としては、①>③>②の順に多いことが判明した。

①届出人の所在地又は死産があった場所に死産届出があった場合

- 1. 胎児認知届の有無を確認
- 2. 死産票の入力(人口動態)
- 3. 胎児認知の届出地に死産届を郵送で送付(胎児認知がある場合のみ)

②認知届の届出地に死産届があった場合(※発生頻度は極稀である。)

- 1. 胎児認知届の有無を確認
- 2. 死産届の入力(戸籍)
- 3. 届出人の住所地に死産届を郵送で送付

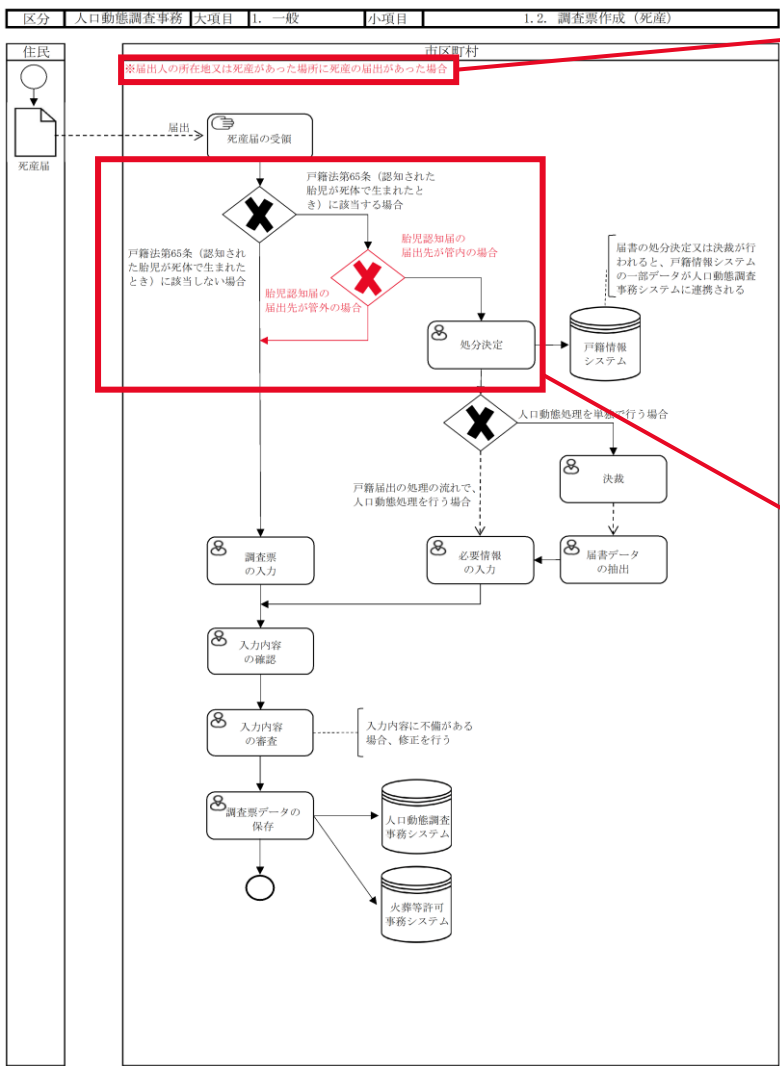
③届出人の所在地又は死産があった場所かつ認知届の届出地に死産届出があった場合

- 1. 胎児認知届の有無を確認
- 2. 死産届の入力(戸籍)
(胎児認知がある場合のみ)
- 3. 死産票の入力(人口動態)

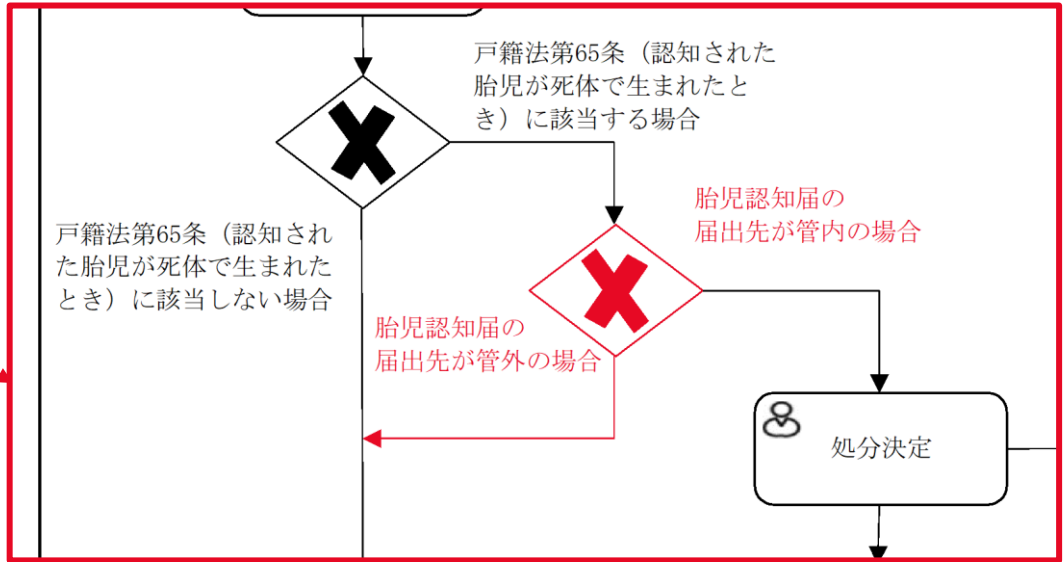
Appendix) 標準仕様書の改定箇所

- 標準仕様書（別紙1）業務フローの1.2. 調査票作成（死産）について、届出人の所在地又は死産があった場所の条件の追加及び戸籍法第65条（認知された胎児が死体で生まれたとき）に該当するかを確認した後に、胎児認知届の届出先が管内か判定する処理を追加する。

■変更後



※届出人の所在地又は死産があった場所に死産の届出があった場合





事務局で標準仕様書の改定が必要と判断した事項

調査票の備考欄の活用方法について（再検討）

現状

- 人口動態調査事務システム第1回検討会資料の「8. 調査票の備考欄の活用方法について」に示したとおり、標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件に備考欄の活用方法に関する機能要件を追加したが、全国意見照会の期間中に備考欄の入力文字数の拡張要望が挙がった。
- 各調査票の備考欄の文字数については、令和5年度に開催した人口動態調査事務システム第2回検討会資料の「13. 備考欄の文字数の拡張について」に示したとおり、オンライン報告システムの文字数に合わせて全角512文字に拡張することを公表したが、人口動態調査事務システムのUIの入力文字数については明記していなかった。

方針

- 標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件に、**調査票の備考欄に入力可能な文字数は、人口動態調査事務システム標準仕様書（別冊）外部連携仕様に準拠することを追記する。**

仕様書案

標準仕様書【第2.0版】（別紙2-1）機能帳票要件

大項目 : 01 調査票

中項目 : 1.1 調査票作成機能

小項目 : 1.1.221 備考欄の活用

機能名称 : 備考欄処理

機能ID : 0380313

機能要件 : 文字列入力欄の文字数制限を超過した場合は備考欄を活用し入力すること。

実装類型 : 実装必須

要件の考え方・理由 : 文字数制限を超過する場合は備考欄を活用すること。

※1 各調査票の備考欄に対する入力文字数の上限は人口動態調査事務システム（別冊）外部連携仕様「6.出力ファイル（備考）」に準拠すること。

Appendix) 【参考】 令和5年度第2回検討会の資料抜粋

- 令和5年度人口動態調査事務システム標準化第2回検討会の資料より抜粋。

13. 備考欄の文字数の拡張について

現状

方針

仕様書案

- 調査票の備考欄の文字数は、出生票（66文字）、死亡票（108文字）、死産票（108文字）、婚姻票（108文字）、離婚票（108文字）となっている。
- 人口動態調査オンライン報告システムの備考欄は、512文字となっている。
- 人口動態調査事務システムの備考欄の文字数と人口動態調査オンライン報告システムの備考欄の文字数に違いがある。

- 各調査票の備考欄の文字数を人口動態調査オンライン報告システムの備考欄の文字数に合わせる。

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト）に記載する。

出生票の備考欄（512文字）
死亡票の備考欄（512文字）
死産票の備考欄（512文字）
婚姻票の備考欄（512文字）
離婚票の備考欄（512文字）

35

64	02	備考欄記載2	K	22	
65	02	備考欄記載3	K	22	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					

出生票の備考欄の文字数
備考欄記載1：22文字
備考欄記載2：22文字
備考欄記載3：22文字
合計：66文字

注：●は「戸籍情報」

書第三版（出生票のファイル仕様書）

タ（出生）

出力ファイル仕様（電子媒体出力ファイル（備考））

版	登録番号	111001	作成者	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	
3	作成者	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	作成者	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室	
登録	1236	ファイル構成	レコード長	可変長	
物理ファイル名		ブロック長		レコード名	
No	レコード	項目名	桁数	固定値	備考
01	02	調査票ファイル区分	9	1	2
02	02	外字出現フラグ	9	1	0：なし、1：あり
03	02	市区町村番号及び保健所番号			
04	03	都道府県コード	9	2	固定値（自動付与）
05	03	市区町村コード	9	3	固定値（自動付与）
06	03	支所・出張所コード	X	1	固定値（自動付与）
07	03	保健所コード	9	2	固定値（自動付与）
08	02	事象コード	9	2	01：出生票、02：死亡票、03：死産票、04：婚姻票、05：離婚票
09	02	事件簿番号	9	4	
10	02	市区町村受付年月日			
11	03	年	9	4	西暦
12	03	月	9	2	
13	03	日	9	2	
14	02	入力モード	9	1	1：新規、2：訂正、3：削除、4：追加
15	02	項目番号	9	2	スペース
16	02	備考記述	K	X	可変長（最大512文字）
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

出力ファイルの備考欄の文字数： 512文字

36

出典：<https://www.mhlw.go.jp/content/001112026.pdf>

Appendix) 標準仕様書の改定箇所

- 標準仕様書（別紙2-1）機能・帳票要件の機能ID：0380313の備考欄の活用に関する機能要件について、各調査票の備考欄の入力文字数の上限は人口動態調査事務システム（別冊）外部連携仕様書に準拠することを追記した。

■ 変更前

人口動態調査事務システム

機能・帳票要件【第2.0版】

				改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型) ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
大項目	中項目	小項目	機能名称				都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
01調査票													
01 調査票	1.1 調査票作成機能	1.1.221 備考欄の活用	備考欄処理		0380313	文字列入力欄の文字数制限を超過した場合は備考欄を活用し入力すること。			◎	◎	文字数制限を超過する場合は備考欄を活用すること。		令和8年4月1日

■ 変更後

人口動態調査事務システム

機能・帳票要件【第2.0版】

				改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型) ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
大項目	中項目	小項目	機能名称				都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
01調査票													
01 調査票	1.1 調査票作成機能	1.1.221 備考欄の活用	備考欄処理		0380313	文字列入力欄の文字数制限を超過した場合は備考欄を活用し入力すること。 ※1 各調査票の備考欄に対する入力文字数の上限は人口動態調査事務システム標準仕様書(別冊)外部連携仕様「6.出力ファイル(備考)」に準拠すること。			◎	◎	文字数制限を超過する場合は備考欄を活用すること。		令和8年4月1日

誤記等の修正

現
状

- 標準仕様書【第1.0版】の本編と（別紙2-1）機能・帳票要件に、誤記や表記揺れ等がある。

方
針

- 今般の改定に併せ、標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件に含まれる誤記や表記揺れ等の修正を行う。

仕
様
書
案

標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件について、次ページに示す正誤表のとおり修正を行う。

Appendix) 正誤表①

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
1	本編	P. 6	（２）本仕様書の目的 10行目	ベンダー切り替え	ベンダー切替え
2		P. 9	（３）対象項目 ・ 10行目 ・ 表１－１ 表題 ・ 表１－１「位置付け」欄 の欄名	位置づけ	位置付け
3		P.10	（１）本仕様書の構成 2行目	位置づけられ、	位置付けられ、
4		P.10	（２）標準準拠の基準 5行目	実装してもしなくても良い機能	実装してもしなくてもよい機能
5		P.11	表１－２ ・ 「標準化範囲内」の「類型」欄の類型３の記載 ・ 「実装してもしなくてもよい機能（標準オプション機能）」欄の欄名	実装してもしなくても良い機能	実装してもしなくてもよい機能

Appendix) 正誤表②

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
6	本編	P.11	表 1 – 2 「標準化範囲内」の「説明」欄の類型 3 の記載	実装しても 良い 機能	実装しても よい 機能
7		P.12	（3）想定する利用方法 3～4行目	Request F or Information	Request f or Information
8		P.12	（3）想定する利用方法 4行目	Request F or Proposal	Request f or Proposal
9		P.16	リード文 4行目	機能要件に沿った対応を行う に あたり 、	機能要件に沿った対応を行う に 当たり 、
10		P.16	リード文 14行目	参照するに あたって の	参照するに 当たって の
11		P.21	本文 1 行目	（ 別紙 2 ）機能・帳票要件	（ 別紙2-1 ）機能・帳票要件
12		P.21	本文12行目	基幹系 他システム連携機能について	他システム との 連携機能について

Appendix) 正誤表③

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
13	本編	P.21	本文14行目	エラー・アラート（ チェック条件 ）の 考え方 について	エラー・アラートの チェック条件 について
14		P.21	本文17行目	バッチ処理 について	一括処理の自動化 について
15		P.22	本文 4 ～ 5 行目	管理項目のうちコード管理（選択入力）を行う 場合は、管理項目名に「コード」を付加している 。具体的なコード管理内容は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件（コード一覧）に定めている。 例）病名コード	管理項目のうちコード管理（選択入力）を行う ものについて、 具体的なコード管理内容は、機能・帳票要件に定めず、デジタル庁が整理するデータ要件（コード一覧）に定めている。
16		P.22	本文 6 行目	データ入力出力条件等 は、	データ入力出力条件等 も、
17		P.28	本文11行目	切り替え 可能	切替え 可能
18		P.31	（ 1 0 ）一括処理の自動化について 表題	一括処理 時 の自動化について	一括処理の自動化について

Appendix) 正誤表④

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
19	本編	P.32	本文12行目	「第1章4（2）標準化範囲内の類型」（実装類型）	「第1章4（2）標準準拠の基準」（実装類型）
20		P.37	本文下から2行目	標準準拠システムへの切り替え時の	標準準拠システムへの切替え時の
21		P.39	RFI【あーるえあい】 説明文	Request For Information	Request for Information
22		P.39	RFP【あーるえふぴー】 説明文	Request For Proposal	Request for Proposal
23		P.40	「せ」欄	政令	削除
24		P.40	「て」欄	デジタル・ガバメント	削除
25		P.41	「は」欄	パラメータ【ぱらめーた】	パラメタ【ぱらめた】
26		P.41	「み」欄	ミドルウェア	削除

Appendix) 正誤表⑤

- 標準仕様書（本編）と（別紙2-1）機能・帳票要件の該当箇所について、誤記や表記揺れ等の修正を行う。

No.	修正対象となる ドキュメント	ページ	対象箇所	修正前	修正後
27	（別紙2-1） 機能・帳票要件	P.12	機能ID:0380039 機能要件	なお、電子公印等は複数管理 でき	なお、電子公印は複数管理で き
28				切り替えができること。	切替えができること。
29		P.15	機能ID:0380049 機能要件	アクセス権限の付与も含めた ユーザ情報	アクセス権限の付与も含めた ユーザー情報